

立川市第7期障害福祉計画

・第3期障害児福祉計画原案について

・計画素案からの主な変更内容について

【令和5年12月12日厚生産業委員会における素案からの変更】

| No | 頁 | 該当箇所 | 変更前 | 変更後 |
|----|----|---|--|--|
| 1 | 2 | 第1章_計画の概要 第2節_計画の位置づけ | 本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害者計画」であり、 | 本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、 |
| 2 | 9 | 第2章_計画を取り巻く状況 第2節_障害者（児）数の推移 4 自立支援医療（精神通院） | （「自立支援医療（精神通院）受給者の推移」表内） <u>利用者数</u> （出典）自立支援医療（精神通院） <u>利用者台帳</u> | （「自立支援医療（精神通院）受給者の推移」表内） <u>受給者数</u> （出典）自立支援医療（精神通院） <u>受給者台帳</u> |
| 3 | 22 | 第4章_成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | （〔主な活動指標〕表内） ①保健・医療・福祉関係者による協議の場 開催回数 <u>12回</u> <u>12回</u> <u>12回</u> | （〔主な活動指標〕表内） ①保健・医療・福祉関係者による協議の場 開催回数 <u>15回</u> <u>15回</u> <u>15回</u> |
| 4 | 23 | 第4章_成果目標 3 地域生活支援の充実 ◇本市の考え方 | また、強度行動障害を有する者について、支援のニーズの把握や支援体制の整備について検討していきます。 | また、強度行動障害を有する者に関しては、支援のニーズの把握や支援体制の整備について検討していきます。 |
| 5 | 25 | 第4章_成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等 ◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点 | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が <u>5割</u> 以上の事業所を全体の <u>5割</u> 以上 | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が <u>50%</u> 以上の事業所を全体の <u>50%</u> 以上 |
| 6 | 25 | 第4章_成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等 ◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点 | 就労定着率 <u>70%</u> 以上の就労定着支援事業所を全体の <u>2割5分</u> 以上 | 就労定着率 <u>70%</u> 以上の就労定着支援事業所を全体の <u>25%</u> 以上 |

| | | | | |
|----|----|--|---|---|
| 7 | 25 | 第4章_成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等 ◇本市の考え方 | 一般就労移行者の割合が <u>5割</u> 以上の事業所を全体の <u>5割</u> 以上と | 一般就労移行者の割合が <u>50%</u> 以上の事業所を全体の <u>50%</u> 以上と |
| 8 | 26 | 第4章_成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等 ◇本市の考え方 | 就労定着率が <u>7割</u> 以上の事業所を全体の <u>2割5分</u> 以上とすることを目標とします。 | 就労定着率が <u>70%</u> 以上の事業所を全体の <u>25%</u> 以上とすることを目標とします。 |
| 9 | 26 | 第4章_成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等 | （[成果目標]表内） ②令和8（2026）年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が <u>5割</u> 以上の事業所の割合 ④令和8（2026）年度における就労定着率 <u>7割</u> 以上の就労定着支援事業所の割合 | （[成果目標]表内） ②令和8（2026）年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が <u>50%</u> 以上の事業所の割合 ④令和8（2026）年度における就労定着率 <u>70%</u> 以上の就労定着支援事業所の割合 |
| 10 | 29 | 第4章_成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等 ＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置＞ ◇目標達成のための方策 | 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保については、事業所が <u>参入できる</u> 方策を検討しながら、 | 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保については、事業所が <u>参入しやすい</u> 方策を検討しながら、 |
| 11 | 29 | 第4章_成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等 ＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置＞ | （[成果目標]表内） 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ⑤医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 | （[成果目標]表内） ④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ⑥医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 |

| | | | | |
|----|----|---|--|---|
| 12 | 34 | 第4章_成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | ([主な活動指標]表内) ②審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を活用し、 <u>事業所</u> 等と共有する回数 | ([主な活動指標]表内) 審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を活用し、 <u>事業者</u> 等と共有する回数 |
| 13 | 35 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第1節_訪問系サービス 1. 居宅介護（ホームヘルプ） | (<サービス見込量>表内) 月間利用人数 <u>260</u> 人 <u>260</u> 人 <u>260</u> 人 | (<サービス見込量>表内) 月間利用人数 <u>328</u> 人 <u>336</u> 人 <u>344</u> 人 |
| 14 | 35 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第1節_訪問系サービス 1. 居宅介護（ホームヘルプ） | (<サービス見込量>表内) 月間総利用時間 <u>3,400</u> 時間 <u>3,400</u> 時間 <u>3,400</u> 時間 | (<サービス見込量>表内) 月間総利用時間 <u>4,100</u> 時間 <u>4,200</u> 時間 <u>4,300</u> 時間 |
| 15 | 35 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第1節_訪問系サービス 1. 居宅介護（ホームヘルプ） 見込量の考え方 | 近年の実績は、減少傾向ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、感染拡大前の実績をもとに、 <u>ほぼ横ばい</u> で推移すると見込んで算出しました。 | 近年の実績は、減少傾向ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、感染拡大前の実績をもとに、 <u>増加</u> を見込んで算出しました。 |
| 16 | 37 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第1節_訪問系サービス 3. 同行援護 サービスの提供と確保のための方策 | 事業所はすべて地域生活支援事業の移動支援のサービスも提供している <u>事業者</u> となっています。 | 事業所はすべて地域生活支援事業の移動支援のサービスも提供している <u>事業所</u> となっています。 |
| 17 | 40 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第2節_日中活動系サービス | (<サービス見込量>表内) 月間総利用日数 <u>8,075</u> 日 <u>8,170</u> 日 <u>8,265</u> 日 | (<サービス見込量>表内) 月間総利用日数 <u>8,285</u> 日 <u>8,378</u> 日 <u>8,471</u> 日 |

| | | | | |
|----|----|---|--|---|
| 18 | 46 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第2節_日中活動系サービス 7. 就労継続支援B型(非雇用型) サービスの提供と確保のための方策 | 令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に <u>23</u> か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると <u>3</u> か所減少しています。 | 令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に <u>25</u> か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると <u>1</u> か所減少しています。 |
| 19 | 47 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第2節_日中活動系サービス 8. 就労定着支援 サービスの提供と確保のための方策 | 国の基本的な指針における成果目標として、就労定着支援事業の利用者数の増加と就労定着率 <u>7割</u> 以上の就労定着支援事業所の確保が示されています。 | 国の基本的な指針における成果目標として、就労定着支援事業の利用者数の増加と就労定着率 <u>70%</u> 以上の就労定着支援事業所の確保が示されています。 |
| 20 | 58 | 第5章_障害福祉サービス等の見込量 第5節_地域生活支援事業 4. 成年後見制度利用支援事業 見込量の考え方 | 近年の実績と継続利用・新規利用状況から、毎年1人の利用者増加を見込んで算出しました。 | 近年の実績と継続利用・新規利用状況から、毎年1人の利用者の <u>増加</u> を見込んで算出しました。 |
| 21 | 73 | 第6章_障害児通所支援等の見込量 第1節_障害児通所支援 4. 居宅訪問型児童発達支援 見込量の考え方 | (<サービス見込量>表内) 月間利用人数 <u>1</u> 人 <u>1</u> 人 <u>1</u> 人 月間総利用日数 <u>5</u> 日 <u>5</u> 日 <u>5</u> 日 | (<サービス見込量>表内) 月間利用人数 <u>2</u> 人 <u>3</u> 人 <u>4</u> 人 月間総利用日数 <u>6</u> 日 <u>9</u> 日 <u>12</u> 日 |
| 22 | 73 | 第6章_障害児通所支援等の見込量 第1節_障害児通所支援 4. 居宅訪問型児童発達支援 見込量の考え方 | 近年の実績と現在の状況から、利用者数は1人とし、1人あたりの月間平均利用日数を <u>5</u> 日として算出しました。 | 近年の実績と現在の状況から、利用者数は1人とし、1人あたりの月間平均利用日数を <u>3</u> 日として算出しました。 |

| | | | | |
|----|----|--|--|--|
| 23 | 80 | 第6章_障害児通所支援等の見込量 第3節_障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 4. 放課後児童健全育成事業（学童保育） | （＜利用見込量＞表内） 障害児童数 | （＜利用見込量＞表内） 利用障害児童数 |
| 24 | 81 | 第6章_障害児通所支援等の見込量 第3節_障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 5. 巡回保育相談・5歳児相談 | ～サービス内容～ 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親の集まる施設・場に、巡回等支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行います。 | ～サービス内容～ 保育所や幼稚園等の施設に巡回相談を実施し、施設職員や保護者に対し障害が気になる段階から支援を行います。 |
| 25 | 82 | 第7章_計画の進捗管理 第1節_P D C Aサイクルによる成果目標の評価と見直し | （表内）計画（Plan） 障害福祉サービスの見込量の設定や <u>その他確保方策等</u> を定める。 | （表内）計画（Plan） 障害福祉サービスの見込量の設定や確保方策等を定める。 |
| 26 | 84 | 第7章_計画の進捗管理 第2節_各サービス等の見込量に対する実績の報告 | （＜障害福祉サービス等＞表内） 訪問系サービス 居宅介護 人 <u>260</u> <u>260</u> <u>260</u> 時間 <u>3,400</u> <u>3,400</u> <u>3,400</u> | （＜障害福祉サービス等＞表内） 訪問系サービス 居宅介護 人 <u>328</u> <u>336</u> <u>344</u> 時間 <u>4,100</u> <u>4,200</u> <u>4,300</u> |
| 27 | 84 | 第7章_計画の進捗管理 第2節_各サービス等の見込量に対する実績の報告 | （＜障害児通所支援等＞表内） 居宅訪問型児童発達支援 人 <u>111</u> 日 <u>555</u> | （＜障害児通所支援等＞表内） 居宅訪問型児童発達支援 人 <u>234</u> 日 <u>6912</u> |

※網掛けはパブリックコメントを受けた変更